

「くるりん」運行再編計画を策定中!

深谷市コミュニティバス「くるりん」は、平成9年7月から3年間の試行運行を経て、平成12年度から深谷地区で本格運行を開始しました。平成20年4月からは運行エリアを岡部・川本・花園地区に拡大し運行しています。

市では現在、市民にとってより良いコミュニティバスとなるよう、市域全体での見直し作業を進めています。



「くるりん」運行再編計画の作成に当たっては、改めて「コミュニティバス」の在り方を検討するとともに、運行形態、運賃体系、運行収支予測、運行ルートなどを見直します。これまでの運行実績、利用者や市民からの意見などを見定めながら、市にとってより良い再編になるよう努めます。

…… スケジュール ……

運行再編計画を平成21年7月末を目途に策定し平成22年度からの運行再編を目指しています。

市民アンケートには、多くのかたがたにご協力いただき、ありがとうございました。

※「くるりん」の時刻表は、市役所本庁舎、各総合支所、各公民館など主要公共施設の窓口で配布しています。また、市ホームページや市モバイルサイトからもご覧いただけます。



モバイルサイト
2次元バーコード

●問い合わせ
企画財政課 (☎ 574 - 6632) へ



知っていますか? 新型インフルエンザ②



新型インフルエンザは、すでに「発生するかどうかではなく、いつ発生するか」の段階に入っているとされています。

…… 発生した場合の被害予想 ……

国は、新型インフルエンザが国内で流行すると人口の約25%の人が感染し、医療機関を受診する患者数は最大で2,500万人と推計しています。

また、過去に流行したアジアインフルエンザやスペインインフルエンザのデータに基づき推計すると、入院患者は53万人~200万人、死亡者は17万人~64万人と推定されています。

※推計値には、ワクチンや予防・治療薬などの介入の影響(効果)は考慮されていません。

…… 新型インフルエンザの症状 ……

新型インフルエンザに変異することが懸念されている鳥インフルエンザの症状として、これまでの事例では、発熱、咳など、ヒトの一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢を認めた例もありました。また、致死率は60%以上と極めて高く、肺炎が主な死因となっています。

しかし、鳥インフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合、その症状の程度は、現在のところ予測が困難で

あるといわれています。

…… 発生時の対応 ……

国が策定した新型インフルエンザ対策行動計画やガイドラインによると、新型インフルエンザの発生が確認された時点で総理大臣を本部長とする対策本部が設置され、状況に応じて検疫の強化、新型インフルエンザが疑われる患者への入院勧告、医療体制の確保、感染まん延の防止策、不要不急の外出や集会の自粛要請などの対策が講じられます。

従って、流行時のワクチン接種や治療薬の投与は、国の決定および指示により実施され、医療機関の診療体制も、流行の規模に応じ、通常とは異なる措置がとられることとなります。

※新型インフルエンザの最新情報は、厚生労働省のホームページに掲載されています。また、市ホームページでもお知らせしています。

深谷市 新型インフルエンザ 検索

●問い合わせ
深谷市保健センター (☎ 575 - 1101) へ

生活保護費不正受給事件後の再発防止策の策定について

市では、生活保護費不正受給事件について、内部調査を経て第三者調査委員会による調査・検証をいただき、平成20年9月18日に報告書の提出を受けました。この報告を受け、再びこのような事件を起こさないための是正措置方針を平成20年9月22日に策定しました。

また、この是正措置方針に基づき、具体的な再発防止策を平成20年12月1日に策定しました。再発防止策の概要は、次の通りとなります。

福祉事務所としての再発防止策

1 窓口対応について

▼ビデオカメラ・録音機の設置

→既に実施済み

▼警察署との連携など

暴力団構成員の可能性が疑われる場合の照会、トラブル時の具体的な対応方法などについて警察署と連携を図ります。

→既に実施済み

2 事務手続きについて

▼民生委員との連携の強化

地区担当民生委員に対し、生活保護の開始・廃止に関する情報を提供します。

→既に実施済み

3 組織及び体制について

▼窓口担当職員等への模擬研修の実施

県警察本部などの協力を得て実際の恫喝行為を模した研修を実施します。

→平成21年度から実施

4 国、県との連携について

▼援助困難ケースなどに対する初期段階からの密接な連携

→既に実施済み

市役所全体としての再発防止策

1 公益通報制度*の導入

→平成20年12月議会で議決

→平成21年4月1日から導入

2 不当要求行為等への対応体制の整備

▼深谷市不当要求行為等対策条例の制定
各課に不当要求行為等防止対策責任者を配置し未然防止に努めます。

→平成20年12月議会で議決

→平成21年4月1日から施行

▼不当要求行為等対応専門員の配置

不当要求行為等対応専門員(警察官OB)を市役所内に配置します。

→平成21年度中に配置

3 事務引継ぎの徹底

4 コミュニケーションの徹底

5 管理監督職員の自覚と研修

6 事務の適正化と公務員意識の徹底

▼法令遵守を徹底する部署の設置

公益通報制度の導入に併せ、事務が法令にのっとることを監視・徹底する組織として行政監察室を設置します。

→平成21年度4月1日から設置

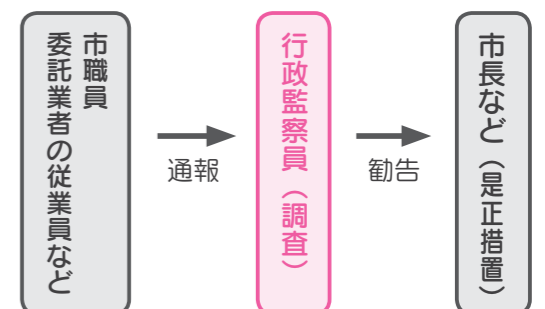
7 公金についての意識改革

(一部抜粋) 再発防止策の詳細については、市ホームページをご覧ください。

※公益通報制度ってなあに?

市役所の事務・事業について、違法または不当な事実を、市の職員や委託業者の従業員などが発見した場合、外部機関(行政監察員)に是正を求め通報できる内部通報制度です。

行政監察員は、通報内容を調査し事実確認を行った後、市長などに勧告します。もし、市長などが、正当な理由なく勧告に従わず是正措置を講じない場合、行政監察員は、その旨を公表します。なお、市民のかたからのご意見などはこれまで通り、市長への手紙などで受け付けてまいります。



●問い合わせ 総務課 (☎ 574 - 6635) へ